

滋賀県告示第 456 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条第1項第5号に規定するやな漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和7年12月26日から施行する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
やな漁業	2者（ただし、操業区域ごとに1者とする。）	—	—	1 長浜市大井町地先姉川JR橋下流340メートルの地点から下流80メートルの地点までの区域 2 長浜市唐国町地先田川の上流側カルバート入口の上流3メートルの地点から上流50メートルの地点までの区域	2月1日 から12月 15日まで	許可を受 けようと する区域 で現にや な漁業の 許可を受 けている 漁業生産 組合であ ること。

2 申請期間 令和7年12月26日から令和8年1月26日まで